

議提第3号

国際協同組合年を契機に「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書

会議規則第14条の規定により、国際協同組合年を契機に「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年3月14日 提出

提出者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	湯澤美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	高橋伸治
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	桂祐司
賛成者	北本市議会議員	大嶋達巳
賛成者	北本市議会議員	現王園孝昭
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	滝瀬光一
賛成者	北本市議会議員	大澤芳秋
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	伊藤堅治

北本市議会議長 加藤勝明 様

国際協同組合年を契機に「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める 意見書

今年2012年は、国連が2010年2月11日第64会期で採択した国際協同組合年です。その目標は、世界規模で広がった貧困・格差の是正、雇用の創出、社会的統合等、協同組合による社会経済開発への貢献に光を当てるものです。そのため国連は、協同組合年を通じて、世界中で協同組合の成長と設立の呼びかけを関係機関に促しています。このような中日本では、2011年3月11日マグニチュード9という巨大地震と大津波、それに伴う原発事故に襲われ、福島県をはじめ宮城県、岩手県は深刻な失業・経済不況に見舞われています。

17年前の1月17日、阪神淡路大震災が発生し甚大な被害が出、その復興支援の中でボランティア活動が評価され、「NPO法」（特定非営利活動促進法）が成立しました。NPO法によるNPO法人は、現在の社会の中でさまざまな分野で、大きな役割を果たしていますが、事業を展開する上では、資本がないことによる資本力不足など、一定の限界を示している事象も見受けられます。これらの課題を克服し、資本と働く人をつなぐ「協同労働の協同組合法」の制定が、いま強く求められています。「協同労働の協同組合」は、協同出資、協同経営、協同労働の3原則を基本に、仕事を起こそうという制度です。北本市議会は、2007年12月議会において、全国地方議会の先陣を切って「協同労働の協同組合法」の制定を求める意見書を提出しています。その後埼玉県議会など827の自治体議会が採択しました。国会では223名の協同労働の法制化促進議員連盟（会長坂口力元厚生労働大臣）が活動しています。

すでに、これまでワーカーズ・コープ、ワーカーズ・コレクティブなどが全国で数万の規模で働く団体として活動を進めています。被災地東北3県でも、仕事起こしにこの仕組みを活用した取り組みが始まっています。しかし法制化が進まないため、社会的認知や労働災害への対応等、さまざまな障害が起きています。このような障害を克服し、新しい公共をつくり、担うことが期待される「協同労働の協同組合法」の制定を、国際協同組合年の今年こそ実現するよう意見書を提出します。

- 1 「協同労働の協同組合法」の早急な法制化を強く求める。
- 2 国際協同組合年の取り組みを、国は関係機関と協議し推進すること。
- 3 東日本大震災復興に際し、協同組合団体にその社会的役割を十分に発揮させる支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣・復興大臣・経済産業大臣・農林水産大臣・
総務大臣・国家戦略担当大臣

